平成２０年（フ）第２１７号
福島県大沼郡会津美里町字地尻甲3045番地２、前住所福島県会津若松市中央１丁目５番45号
債務者　飯坂　照枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
新潟市西区善久900番地
債務者　長谷川みね
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号
新潟県胎内市並槻797番地15
債務者　酒井美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４１号
新潟県村上市大須戸4033番地
債務者　中山　定雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４７号
新潟県村上市大須戸4033番地
債務者　中山　町子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９５７号
愛知県知多市八幡新町２丁目１番地の42　サンサニーハイツ201
債務者　大杉　知美（旧姓小栗）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６９号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字北新田１番地の１　キヤツスルハイツ東浦Ⅱ403号
債務者　大森　優紀
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９０７７号
大阪府和泉市伯太町１―６―39―506、申立時の住所大阪市東住吉区中野１丁目６番４号メゾン中野404号
債務者　小林　彰司
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５２５号
大阪市港区弁天４丁目１番16号　ラ・カーサ703号
債務者　田代　輝子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５６６号
大阪市住吉区南住吉３丁目10番36―303号
債務者　甲斐　美鈴
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９００号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目２番16号　ハイツアザミ522号
債務者　新美　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４４号
大阪市西成区玉出中１丁目７番17号
債務者　佐伯　　進
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４５１号
大阪府豊中市服部西町１丁目６番３―403号
債務者　今村　友紀
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７１８号
大阪市北区大淀中１丁目11番８―202号
債務者　高井　崇雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７７４号
大阪府豊中市曽根西町２丁目３番31―204号
債務者　江口　彰二
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７７８号
大阪府大東市野崎４丁目２番35号　プリムベール泉水102号室、住民票上の住所大阪府大東市南津の辺町16番73号
債務者　竹牟禮知彦
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５１号
大阪市住吉区我孫子２丁目８番14号　ハイツ大朋202号
債務者　竹村　知子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０４１号
大阪府寝屋川市香里北之町24番５―609号
債務者　東　　敏夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

第明治三二十種郵便物認可